

# 《 事務所ニュース 2014年7月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 「意識の消失等の症状を有する労働者が業務として自動車を運転する場合等の健康診断等における留意点について」 通達

平成 23 年に栃木県鹿沼市で発生した交通事故等、業務で自動車を運転する労働者が、運転中の意識の消失等を発生したことが主な要因と思われる重大な死傷事故が発生する等しており、労働者の健康状態を的確に把握すること等により、いかに同種事故を防止するかが課題となっている。

そこで、労働安全衛生関係法令においては、事業者による労働者の健康状況の把握及び適切な事後措置の重要性に鑑み、現行制度下でも、労働者に対して行う一般健康診断において、自覚症状及び他覚症状の有無を検査することとされているところであるが、特に業務として自動車を運転する労働者等に対しては、健康診断及び健康診断後の措置等について、下記の点に留意するよう関係事業者等への指導を徹底されたい。

1 業務上、自動車（大型特殊等を含む）運転に従事する者（業務上、移動手段として自動車を利用する者を含む）等に対しては、労働者の健康・安全の確保のために必要な場合は、雇入れ時又は定期の一般健康診断において、意識を失った、身体の一部又は一部が一時的に思い通りに動かせなくなった、活動している最中に眠り込んでしまった等の症状の有無を確認することが望ましいこと。

2 健康診断結果及び健康診断結果を受けての医師からの意見聴取等により、労働者の健康・安全の確保の観点から、必要と認められる場合は、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（健康診断結果措置指針公示第7号）2（4）に留意し、労働者の意見等も勘案しつつ、適切な事後措置等を講じる等、必要な対策をとること。

3 1で確認することとした労働者に係る情報は、極めて機微に触れる情報であることから、事業者は、労働者の健康情報については漏洩等の防止、それを取り扱う者に対する監督等、その取扱いに十分留意すること。なお、医師はもとより健康診断事務担当者等の健康診断等業務従事者に対しては、労働安全衛

生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 104 条に規定されている守秘義務の規定が適用されることに留意すること。

このように、会社側は従業員の健康状態を把握しておく必要があり、健康状態によっては一定の対応を求められます。

## 算定基礎届の提出（7月10日まで）

○健康保険及び厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただきます。

○算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。ただし、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- （1）6月1日以降に資格取得した方
- （2）6月30日以前に退職した方
- （3）7月改定の月額変更届を提出する方

### ★ 算定基礎届の受付時における事業所調査について

算定基礎届の提出に際し、社会保険の調査を兼ねる事業所があります。調査内容は下記の通りです。

#### ○社会保険の未加入者の調査

一般社員の3/4以上の勤務日数及び勤務時間の方の社会保険加入を出勤簿、タイムカードで判断されます。

#### ○社会保険加入者の標準報酬額の調査

昨年、届出した算定基礎届の報酬額の是非を賃金台帳により判断されます。

ご不明な点、ご不安な点がございましたら、お気軽にご連絡ください。よろしくお願い致します。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行

労使間トラブルの相談（急増中）

就業規則等の人事制度構築

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）